# 恵庭市公共施設花づくり基本指針 (令和5年版)





令和5年3月

恵庭市

# 1. 目的と方法

#### 1-1. 背景

恵庭市の花のまちづくりは、昭和36年、秋田県出身の7人の市民有志により「郷土を花いっぱい緑いっぱいに」を合言葉に花いっぱい文化協会が設立されたことが原点とされています。以後50有余年、記念植樹事業や花壇コンクールなどを通じて、花のまちづくりは、地域に密着した成果を着実に上げています。

これらの成果として、国・道・各種団体より、数々の賞を戴き、恵庭市は「花のまち」として知名度が向上し、他市町村から注目されることとなりました。

市も、ウエルカムフラワーロードや駅前など公共施設内での花壇整備、地元町内会や市民団体、学校と協働で花植えや管理を進め、街の景観整備に努めてきたところです。

また、平成 24 年度実施した観光事業企画推進調査委託報告での観光事業者ヒアリングでは、「個人の庭」を中心とした現状のスタイルから、面的なスケール感のある「花のまち」への転換との意見もあり、さらに一歩進めた「花のまち恵庭」をイメージする「花の観光拠点」整備の提案がなされたところです。

このことから恵庭市では、平成25年度より水と緑と花のまちづくり庁内プロジェクト会議を発足し、公共施設での花のまちづくりの今後の行動指針として、令和元年度までを目標とした恵庭市公共施設花づくり基本指針及び整備運営実施計画を策定し、積極的な取組を推進していきました。

指針の期間は終了しましたが、令和4年度に、北海道等との共催により「第39回全国都市緑化北海道フェア」(愛称:ガーデンフェスタ北海道2022)(以下、「緑化フェア」という。)が開催され期間中には34万人が来場し、「花のまち恵庭」を全国にPRする絶好の機会となりました。

そのため、本指針について、令和元年度までの取り組み及び緑化フェアの成果の検証を行い、今後の取り組みの指針を策定し推進します。



#### 1-2. 目的と方法

#### (1)目的

本計画の目的は、市民や民間が活動の主体となり形成された「花のまち恵庭」のイメージを公共施設においても積極的に展開し、緑化フェア以降の公共施設の花づくりの基本方針、整備・運営の指針を策定するものです。

#### (2)位置づけ・策定体制

本計画は、「新・花のまちづくりプラン(平成30年3月改訂 恵庭花のまちづくり推進会議・恵庭市)」に基づく、公共施設の花づくりの指針として位置づけされるものです。

また、策定にあたっては、庁内に横断的な組織「水と緑と花のまちづくり庁内プロジェクト」を設立し検討・協議を行うとともに、計画案は、恵庭市水と緑のまちづくり審議会等に適宜報告し策定します。

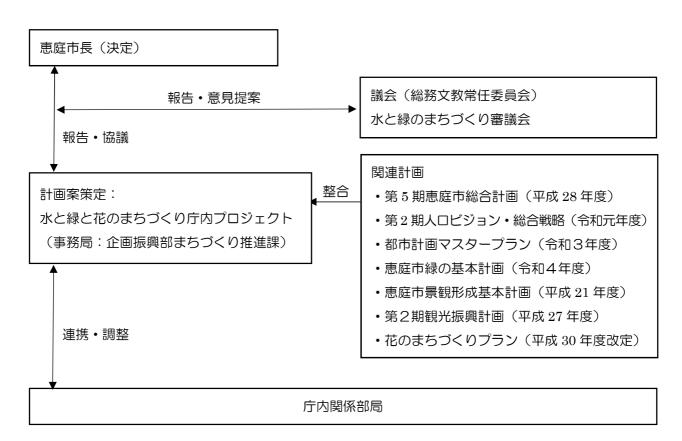


図 1-1 計画策定体制

#### 1-3. 計画の構成・期間

計画は大きく、「基本指針」及び「整備・運営実施計画」より構成し、前計画は、計画期間は、平成29~31年度までの3ヵ年として取り組んできました。

指針の期間は終了しましたが、緑化フェア後においても「花のまち」としての価値を高めることを目指し、これまでの取組及び緑化フェアの検証を行い、新たに令和5年度から概ね5年~10年間の指針とします。

また「整備・運営実施計画」は、引き続き年度毎に進捗状況の確認、必要に応じた計画の見直しを行い、効果的・効率的な事業の推進を図ります。

#### 基本指針 ・公共施設花づくりに関する基本方針 計画期間 •「重点施設」及び「通常施設」に分類し、 令和5年度~ 企画振興部 整備・運営の基本的な考え方を整理 (5~10ヵ年) 整備・ • 施設毎の花づくり整備 • 運営計画 計画期間 運営実施計画 各施設管理者が策定 令和5~7年度 各施設管理者 等 • 年度毎に進捗状況確認、必要に応じた見 (3ヵ年) 直しを実施

図1-2 計画の構成・期間

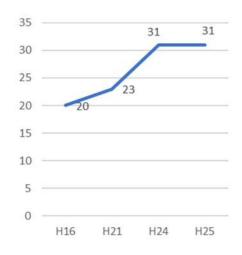


# 2. 現状と課題

#### 2-1 市民意識

花のまちづくりに対する市民意識を、アンケート調査等からみると以下のとおりです。 恵庭市の魅力が「ガーデニング」にあると感じている人の割合は高く、また、まち づくりの参加協力として花植え等をしている人の割合は近年減少傾向が見られるもの の、依然、市民による花のまちづくりへ向けた機運がより高いことが伺われます。

その一方で、「公共施設を花で飾ろう」という全庁的な考え方、指針がないことに対 する、厳しい意見も数多くみられます。



資料:市民意識調査(恵庭市企画振興部)を基に編集

図2-1 恵庭市の魅力を「ガーデニング」 にあると感じている市民の推移



資料:市民意識調査(恵庭市企画振興部)を基に編集

図2-2 まちづくりの参加協力として 「花植え等」をしている市民の推移

#### 表 2-2 花のまち等に関する代表的な市民意見(抜粋)

- ・恵庭市は「花のまち」で広まっているが、どこに花があるのだろう?という状況は変っているい。20年、30年先を見据えて、国道36号線沿いや漁川の堤防上に桜の木を植える等してもっと手を打ってほしい。(総合計画地区別説明会恵庭地区・漁川左岸開催記録)
- ・ 将来都市像でも「花」を最初に掲げているが、恵庭市にはそんなに花がない。 どのような 花の政策の構想があるのか。 (総合計画地区別説明会島松地区開催記録)
- ・恵庭と言えば花だが、ガーデン等があるわけではないので、どこに行けば花が見られるのか?市全体が花のまちになりきれていない。(市民まちづくりトーク)

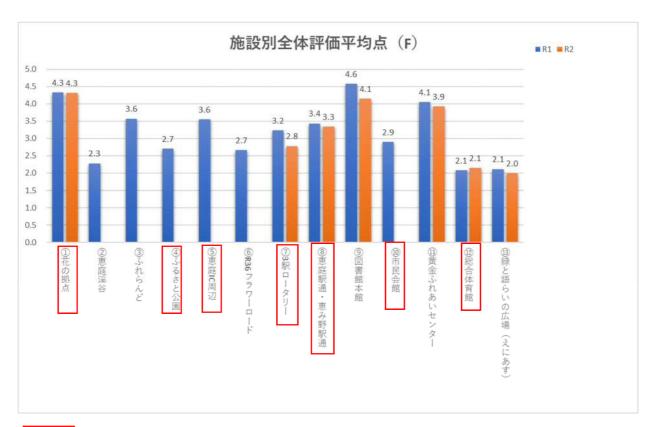
#### 2-2 前指針(平成29年~令和元年度)に基づく花づくりの検証

恵庭市においては、市民意識から平成29年に「恵庭市公共施設花づくり基本指針」を策定し、前指針にもとづき、市民や施設管理者の協力を得ながら整備・運営実施計画に従い花づくりを進めてきました。

しかし、下記のとおり水と緑のまちづくり審議会委員による評価は、拠点施設のうち、花の拠点、図書館本館、黄金ふれあいセンターの評価が高い一方、恵庭駅通、総合体育館、市民会館、緑と語らいの広場(えにあす)、恵庭渓谷、ふるさと公園等は低いものとなりました。

とりわけ、緑化フェアにおいて公式行事の会場となった総合体育館、市民会館の評価が高くないものとなっています。

また、上記以外の拠点施設の中でも散発的な投資により中途半端な整備にとどまっている施設も散見され、評価が低くなっている施設もあります。



は、緑化フェア会場または、緑化フェアでの動線となる交通結節点

# 2-3 公共施設の花づくりの課題

#### (1)緑化フェアを通した花づくりの推進

令和4年度に、開催された緑化フェアをとおして、より恵庭市を「花のまち」として売り出せるよう観光客などの来訪者が多く集まる施設や来訪者の動線となる、道の駅、市内JR4駅や高速道路 IC 等の交通結節点等においての「花のまち」としての印象づくりが重要となります。

## (2) 継続的な花づくり

緑化フェアを契機に、緑化フェアの実績検証を踏まえた上で、「花のまち」として、継続的な印象づくり行うために、持続可能な形で継続的な花づくりを進めることが必要となります。

#### (3) メリハリのある花づくりの推進

前指針においては、花づくり指針に基づき、「拠点施設」と「通常施設」に分類し、さらに「拠点施設」において、「花の観光拠点」、「花のウェルカムゾーン」「大型施設」に分類し、新規花壇整備等の取り組みを行いました。

しかし、散発的な投資等により、評価が低い施設も発生し、中途半端な花づく りとなっています。このため、より重点を置く施設に資源を集中させボリュー ム、デザイン性に配慮していく必要があります。

# 3. 公共施設花づくり基本方針

# 3-1. 取り組みの基本的な考え方

統一感があり、多彩な花づくり、デザイン、景観イメージの形成を目指す

- (1)公共施設を「重点施設」と「通常施設」に分類しメリハリのある取り組み方針を設定
- (2) 各公共施設管理者が、所管する施設について自ら取り組む
- (3)整備・運営実施計画の策定
- (1)公共施設を「重点施設」と「通常施設」に分類しメリハリのある取り組み方針を設定全ての公共施設で花づくりに取り組むことを前提とし、その内容は、施設の場所、用途、対象者・利用者層の特性などに応じて取り決め、効果的・効率的な整備、運用を行うことが必要です。

これまでの「拠点施設」として取り組みを行ってきましたが、散発的な投資からいく つかの施設が必ずしも評価の高いものとなっていないのが現状です。

そのため、緑化フェアを契機として、より多くの来訪者の目に入る拠点に絞って集中的な花づくりを進めることを目的に、「拠点施設」の中で多くの来訪者がある施設や交通結節点及びその周辺、また地域コミュニティにより花づくりが進められているモデル的な施設を「重点施設」として扱います。

公共施設を「重点施設」と「通常施設」に分類し、それぞれメリハリのある取り組み方針を設定します。

また、取り組みにあたっては、緑化フェア後の検証を踏まえて、重点施設の中でも最も市外から観光客が訪れる道の駅に隣接し、緑化フェアメイン会場でもあった花の拠点「はなふる」をより重点的に整備・運営を行うとともに、市民ボランティアや各種団体との連携、協働による花づくりの推進を図ります。





表3-1 公共施設の分類と主な公共施設・整備箇所

大分類	取り組み方針	対象施設
重点施設	<ul><li>観光客等の来訪者を誘導する幹線道路や鉄道駅周辺</li><li>地域コミュニティにより花づくりが行われているモデル的な施設</li><li>来訪者に「花のまち恵庭」を強く印象づける</li></ul>	<ul> <li>・花の拠点「はなふる」</li> <li>・恵庭IC 周辺</li> <li>・3駅前ロータリー</li> <li>・4駅構内等</li> <li>・駅前通(恵庭駅及び恵み野駅)</li> </ul>
	ような、大型花壇や花のモニュメントなどの 整備、運営を行います。	<ul><li>ふるさと公園</li><li>えにあす周辺</li><li>図書館</li><li>黄金ふれあいセンター</li></ul>
通常施設	<ul> <li>・比較的多くの来訪客が訪れる施設については、既存花壇の充実等を引き続き行います。</li> <li>・市民が親しむ公共施設として、花樽、プランターや小規模花壇等を引き続き維持します。</li> <li>・公共施設の美化を維持する一環として、施設の目的や利用状況に応じた花づくりを、市民と協働で進めます。</li> </ul>	<ul> <li>・主要市道、都市計画道路など</li> <li>・市道など</li> <li>・役所</li> <li>・小中学校</li> <li>・社会教育・スポーツ施設など</li> <li>・会館</li> <li>・保健・子育て支援施設</li> <li>・その他</li> </ul>

# (2) 各公共施設管理者が、所管する施設について自ら取り組む

公共施設の花づくりは、引き続き各公共施設の管理者が、所管する施設について自ら取り組むことを基本とします。

また各施設を管理する各部署の役割を明確にし、行政組織全体として各部署の連携を図りながら取り組みを行います。

\*検討にあたっては、庁内に連絡組織を設置し、①各公共施設の花づくりに関連する業務の 現状、課題を確認した上で、施設管理部局の再整理、見直しを行う ②必要に応じ業務の 分担・移管などについて検討する などに配慮し策定している。

#### (3) 整備・運営実施計画の策定

各公共施設の年度毎の実行計画として、「整備・運営実施計画」を策定します。

整備・運営実施計画は、令和7年度までの年次計画とし、各公共施設の管理者が作成し取り組みます。

## 3-2. 整備の基本方針

- (1)公共施設の目的、機能等にふさわしい花植え手法の導入
- (2) 専門家の活用・デザイン性の高い花づくり
- (3)維持管理の省力化、経費軽減につながる花苗の選定

## (1)公共施設の目的、機能等にふさわしい花植え手法の導入

前項「3-1. 取り組みの基本的考え方」に基づき、公共施設の目的、機能などにふさわしい花植え手法を取り入れ、花づくりを進めていきます。

主な花植えの整備手法は、下表のとおりです。

また、各公共施設での対応は、Ⅱ 整備・運営実施計画(個別計画)を参照(毎年作成)とします。

整備手法	内容	適用
①大型花壇、既存	既存の大型花壇を積極的に活用する	重点施設
花壇等の積極的		
活用		
②既設花壇•	既存の花壇、植樹桝等を活用する	重点施設
植樹桝活用	宿根草、多年草を活用する	通常施設
③花樽・フラワー	花樽、フラワーポットなど可動式のものを配置	重点施設
ポットなど	する	通常施設
	宿根草、多年草を活用する	

表3-2 主な整備手法

#### (2) 専門家の活用・デザイン性の高い花づくり

重点施設に位置づけられた、花の拠点「はなふる」、駅前ロータリーなど多くの観光 客、市民の目に触れる施設は、専門家による提案・助言を受け、デザイン性の高い花 壇に向けた取り組みを継続します。

#### (3)維持管理の省力化、経費軽減につながる花苗の選定

花壇整備には、多年草、宿根草を選定する、花苗、用土、肥料の一括購入など、維持管理の省力化、経費の軽減化を図ります。

#### 3-3. 運営の基本方針

- (1) 広報(情報発信)の拡大
- (2) 継続可能な運営体制構築
- (3) 安定的な財源の確保
- (4) 部局間の連携、制度の改善

#### (1) 広報(情報発信)の拡大

ホームページやパンフレットなど多様な手段を通じ、公共施設の花づくりの取り組みを紹介します。

(例)

- ・市の公式ホームページで紹介、移住サイト、SNS などで取り組みを紹介
- 花マップ、パンマップなどの既存パンフレットに公共施設を追加 など
- 口・花の拠点「はなふる」公式ホームページにて季節ごとの見ごろの花を紹介

#### (2)継続可能な運営体制構築

現在、町内会や市民団体、企業等により植樹帯の草取り、花壇づくりなどが行われていますが、町内会の高齢化とともに参加者の減少傾向も見られるところです。

今後は、従来の取り組みに加え、市民ボランティア、学校、企業など幅広い世代、 団体等への積極的な参加を促し、連携の強化を図ります。

また、花植え作業や維持管理の一部を民間事業者へ委託するなど、省力化、軽減策についても検討を行います。

#### (3)安定的な財源の確保

公共施設の花植えや維持管理に必要な予算は、各施設管理者が計上することを基本とし、その財源は国、道などの補助や、財団、民間基金の活用、広告収入等の充当など、従来の枠組みを越えた広い範囲で検討し、安定的な財源の確保を図ります。

特に大規模施設の花づくりや、植樹イベントなどを継続的に実施するためには、民間基金、財団、環境系企業が実施する助成制度などの積極的な導入を図ります\*。

また、花樽、花苗、肥料の一括購入費などに、まちづくり推進基金を活用します。

# (4) 部局間の連携、制度の改善

花植え、維持管理に関する事業を所管する部局は多岐に渡ります。制度が関連する ものについては十分に連携をとり、市民や団体がスムーズに各種制度を活用できるよ うにします。

また、制度の趣旨に合わせ制度の対象となる範囲を拡大するなど、必要に応じた改善を図ります。

# (例)

- ・花のまち並み推進事業要綱に基づく助成金(経済部花と緑観光課)と、街路植樹 桝・植樹帯管理事業要綱に基づく助成金(建設部管理課)の相互受付
- 花のまち並み推進事業助成金(経済部花と緑観光課)の対象団体の拡大 など





# 4. 今後の展開

## 4-1. 推進体制

#### (1)継続的・全庁的な取り組みの推進

恵庭市公共施設花づくり方針は、取り組み状況、社会情勢等に応じて随時見直しを 図ります。

また、整備・運営実施計画は、各公共施設管理者が年度毎にその進捗状況の確認、 必要に応じた計画の見直しを行い、効果的・効率的な事業の推進を図ります。

#### (2) さらなる市民との協働の推進

恵庭市では市民有志による花づくりから花のまちがはじまり、これまで多くの実績 を積み上げてきました。

さらに緑化フェアにおいては、サポーターズクラブや市民ボランティアなどの新たな担い手による花づくりが進められるともに、ハンギングバスケット、コンテナガーデンコンテストなど市民参加によるイベントも実施されました。また、各駅周辺では、各地域の地域づくりを進めるエリアマネジメントも進められています。

今後は、公共施設に花づくりにおいては、緑化フェア後の検証を踏まえて、花の拠点「はなふる」を中心に整備・運営、花と暮らし展の拡大を踏まえた市民参加の促進を、市民と公共施設管理者との協働による取組みを発展させ推進します。

#### 4-2. 取り組みの検証

恵庭市公共施設花づくり基本指針(令和5年版)については、緑化フェア後の検証を踏まえて、公共施設における日常美化業務や花の拠点「はなふる」におけるイベントなど観光的業務などの組み合わせによる花のまちのイメージ定着化、拡大にむけて、花づくりを推進するものです。

今後、進行管理を進めていくため、定期的検証を行い、PDCA サイクルを確立することで、取り組みの展開と継続的な改善を推進していくこととします。

